

○国立大学法人宮崎大学における PPP/PFI 手法導入の優先的検討に関する規程

平成 29 年 3 月 23 日  
制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）の施設整備を効率的かつ効果的に行うとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備事業とは、施設の整備等に関する事業をいう。
- (2) 利用料金とは、施設の利用に係る料金をいう。
- (3) 運営等とは、運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。
- (4) 整備等とは、建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。
- (5) 優先的検討とは、この規程に基づき、施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを自ら施設の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

(優先的検討の開始時期)

第 3 条 新たに施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合のほか、次のいずれかに該当する場合その他の施設等の整備等の方針を検討する場合に併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 27 年 3 月 31 日策定）に係る本法人の個別施設計画の策定又は改定を行う場合
- (2) 施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- (3) 土地等の資産等の有効活用を検討する場合

(優先的検討の対象とする事業)

第 4 条 以下の全てに該当する施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 建築物の整備等に関する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる施設整備事業
- (2) 事業費の総額が 10 億円以上の施設整備事業（建設又は改修を含むものに限る。）

2 次に掲げる施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある施設整備事業

(適切な PPP/PFI 手法の選択)

第 5 条 優先的検討の対象となる施設整備事業について、第 6 条又は第 7 条の検討に先立って、当該

事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、第6条に規定する簡易な検討による評価を省略し、第7条に規定する詳細な検討による評価を実施して、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BT0 方式
- (2) 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

（簡易な検討による評価）

第6条 別紙様式の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。ただし、第5条第1項の規定により複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 施設の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 施設の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

（詳細な検討による評価）

第7条 前条の規定による評価において採用手法の導入に適しないと評価された施設整備事業以外の施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

（評価結果の公表）

第8条 第6条第1項の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項をそれぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

2 第6条第2項の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該施設整備事業の

予定価格の推測につながらないものに限る。) PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) 客観的な評価結果の内容(当該施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。)入札手続の終了後等適切な時期

3 前条に規定する詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容(第7条に規定する詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期

(事務)

第9条 優先的検討に関する事務は、施設環境部企画管理課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、PPP/PFI 手法導入優先的検討に関して必要な事項は、施設マネジメント委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

## PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (施設の管理者等が自ら 整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI手法)
整備等（運営等を 除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

施設の整備等（運営等を除く。）の費用	
施設の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

施設の整備等（運営等を除く。）の費用	
施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	